

個人情報保護に関する
法律についての
ギフト分野を対象とする

ガイドライン

平成 17 年 4 月

社団法人 全日本ギフト用品協会

はじめに

本ガイドラインは、『個人情報の保護に関する法律』に基づき、経済産業省が定めた『個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』に基づいて、社団法人全日本ギフト用品協会（以下「全ギ協」）がギフト業に携るメーカー、卸、ギフトエージェンシー、小売を対象とするガイドラインとして示したものです。

ギフト業においては各種の個人情報が取り扱われます。中元・歳暮の注文書、発送リスト、アンケートの戻りハガキ・用紙。店頭における会員（顧客）証の発行。クイズの戻りハガキ・用紙。発送リストの力の外注、外注による発送リストの提供。注文書、会員名簿、従業員名簿など等。更には、各種のデータを入手してきます。展示会でのガイドブック、市町村役場で閲覧できる情報、新聞による死亡記事・生誕記事等の情報等など一。

本ガイドラインでは『個人情報の適正な取得』『個人情報の利用目的の特定と通知』の徹底を求めています。更に、万が一、個人情報が漏洩したり漏洩になりそうな場合は、隠さずに公表して、防止策を図ること。また、個人情報が漏洩しないように各企業は情報の保管・管理・運用を明確にしなければならぬ、ということです。これが大原則となります。

全ギ協は、本ガイドラインとともに、『ギフト業に沿った『ギフト業界の対応マニュアル』を作成。この二つを併せて各会員社は地域・営業などの実情に合った社内規範・規程を設けることが望まれます。

本ガイドラインは、全ギ協の会員社はもとよりギフト業に携る業者にも適用され、ギフト業の健全な発展に寄与するものであります。

平成 17 年 4 月
社団法人全日本ギフト用品協会

目次

1.目的	3	6.個人情報取扱事業者の義務	
2.用語の説明		個人データの安全管理義務	
1)個人情報とは	3	1)安全管理措置	18
2)個人情報データベース等とは	4	・人的安全管理措置	18
3)個人情報取扱事業者とは	5	物理的安全管理措置	19
4)個人データとは	5	技術的安全管理措置	19
5)保有個人データとは	6	2)外部委託	20
6)本人とは	7	3)保有個人データに関する事項の 本人への周知	20
7)本人通知とは	7	4)保有個人データの利用目的の 通知	21
8)公表とは	7	5)保有個人データの開示	21
9)本人に対し、その利用目的を明示とは	8	6)保有個人データの訂正等	22
10)本人の同意とは	8	7)保有個人データの利用停止等	22
11)本人が容易に知り得る状態とは	9	8)理由の証明	22
12)本人が知り得る状態とは	9	9)手数料	23
13)提供とは	9	10)苦情の処理	23
3.個人情報取扱事業者の義務 情報の利用目的		7.連絡・報告・相談	24
1)個人情報の利用目的の特定	10	8.個人情報保護に違反	24
2)利用目的の変更	11	9.ガイドラインの見直し	24
3)利用目的による制限	13	10.認定個人情報保護団体	24
4.個人情報取扱事業者の義務 個人情報の取得			
1)個人情報の適正取得	13		
2)利用目的の通知又は公表	13		
3)直接書面等による取得	13		
4)利用目的の変更	14		
5.個人情報取扱事業者の義務 第三者提供			
1)原則	15		
2)オプトアウト	15		
3)個人データの取扱いに関する業務の委託	16		
4)事業の承継	16		
5)個人データの共同利用	16		

1.目 的

このガイドラインは、日本におけるギフト業界唯一の公益法人である社団法人全日本ギフト用品協会（以下「全ギ協」）の会員社、及び広くギフト産業に携るメーカー、卸、ギフトエージェンシー、小売業が、事業を展開していく上で取り扱う個人情報について適切に取得・利用・管理そして保護等を図るよう支援することを目的とし、よってギフト産業の健全な発展に寄与するものである

2.用 語 の 説 明

1.個人情報とは（第2条第1項）

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)をいう。

「個人に関する情報」は氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報、音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」には日本国民に限らず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は含まれない(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報)。

《個人情報に該当する事例》

事例 1) 本人の氏名

事例 2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例 3) 防犯カメラに記載された情報等本人が判別できる映像情報

事例 4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報(zakka-tarou@all-japan-gift.or.jp等)のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の公益法人である全日本ギフト用品協会に所属するザッカタロウ（雑貨太郎）のメールアドレスであることがわかるような場合等)

事例 5) 特定個人を識別できる情報が記述されていないとしても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

事例 6) 雇用管理情報(会社が従業員を評価した情報を含む)

- 事例 7) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報(取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できた場合は、その時点で個人情報となる)
- 事例 8) 官報、電話帳、職員録等で公にされている情報(本人の氏名等)
- 事例 9) 会員登録申込書、会員名簿、顧客名簿、注文書、送り状、納品書、請求書、キャンペーン回答書、アンケート戻り用紙、チョイスギフトのハガキ、社員名簿、従業員履歴書などに記載された特定の個人を識別できる情報

《個人情報に該当しない事例》

- 事例 1) 企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報(団体情報)
- 事例 2) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば、abc012345@ispisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる)
- 事例 3) 特定の個人を識別することができない統計情報

2. 個人情報データベース等とは(第2条第2項)

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の複合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、カルテや指導要録等、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順、年月日順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、牽引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

《個人情報データベース等に該当する事例》

- 事例 1) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳(メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合)
- 事例 2) ユーザーIDとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル(ユーザーIDを個人情報と関連付けて管理している場合)
- 事例 3) 従業員が、名刺の情報を業務用パソコン(所有者を問わない)の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業員等によっても検索できる状態にしている場合
- 事例 4) 人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合
- 事例 5) 氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

《個人情報データベース等に該当しない事例》

- 事例 1) 従業員が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いて、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- 事例 2) アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

3. 個人情報取扱事業者（第2条第3項）

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

ここでいう「取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者」とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれかの日において5,000人を超えない者とする。

つまり、個人情報取扱事業者とは、各企業を指す。現実的に個人情報量が5,000人を超すか否かはそれほど重要ではない。「5,000人未満だから個人情報が漏洩しても罰則は及ばない、という前に、その企業の信用度が失墜し、企業の存続問題になってしまう」。

4. 個人データとは（第2条第4項）

個人データとは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

《個人データに該当する事例》

- 事例 1) 個人情報データベース等から他の媒体に格納したバックアップ用の個人情報
- 事例 2) コンピュータ処理による個人情報データベース等から出力された帳票等に印字された個人情報

《個人データに該当しない事例》

- 事例 1) 個人情報データベース等を構成する前の入力帳票に記載されている個人情報
電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて
個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合であっても、その個人情報データベース等を構成する個人情報については、個人データとなる可能性も否定できない。しかしながら、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、個人情報取扱事業者の義務(2.個人情報取扱事業者の義務等)を課されないものと解釈する。

個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。

その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所(居所を含

み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む)又は電話番号のみを含んでいる。

その個人情報データベース等を事業の用に供するに当り、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない。

5. 保有個人データ（第2条第5項）

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する「個人データ」をいう。

ただし、次の 又は の場合は、「保有個人データ」ではない。

その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの

6 か月以内に消去する(更新は除く)こととなるもの。

「その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの」とは、以下の場合を指す。

1) その個人データの存否が明らかになることで、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

事例) 家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が、加賀者(配偶者又は親権者)及び被害者(配偶者又は子)を本人とする個人データを持っている場合。

2) その個人データの存否が明らかになることで、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

事例 1) いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、事業者が総会屋等を本人とする個人データを持っている場合。

事例 2) いわゆる不審者、悪質なクレーマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合。

3) その個人データの存否が明らかになることで、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

事例 1) 製造業者、情報サービス事業者等が、防衛に関連する兵器・設備・機器・ソフトウェア等の設計、開発担当者名が記録された個人データを保有している場合

事例 2) 要人の訪問先やその警備会社が、当該要人を本人とする行動予定表や記録等を保有している場合

- 4) その個人データの存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

事例 1)警察からの捜査関係事稿照会や捜索差押令状の対象となった事業者がその対応の過程で捜査対象者又は被害者を本人とする個人データを保有している場合

6.本人とは（第2条第6項）

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7.本人に通知（第18条第1項）

「本人通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

《本人への通知に該当する事例》

- 事例 1)面談においては、口頭又はチラシ等の文書を渡すこと。
事例 2)電話においては、口頭又は自動応答装置で知らせること。
事例 3)隔地者間においては、電子メール、ファックス等により送信すること、又は文書を郵便等で送付すること。
事例 4)電話勧誘販売において、勧誘の電話において口頭の方法によること。
事例 5)電子取引において、取引の確認を行うための自動応答の電子メールに記載して送信すること。

8.公表とは（第18条第1項）

「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること(国民一般その他不特定多数の人々が知ることができるように発表すること)をいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

《公表に該当する事例》

- 事例 1)自社のウェブ画面中のトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載、自社の店舗・事務所内におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布など
事例 2)店舗販売においては、店舗の見やすい場所への掲示によること。

事例 3)通信販売においては、通信販売用のパンフレット等への記載によること。

9. 本人に対し、その利用目的を明示とは（第 18 条第 2 項）

「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

《利用目的の明示に該当する事例》

事例 1)利用目的を明示した契約書その他の書面を相手方である本人に手渡し、又は送付すること(契約約款又は利用条件の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録を含む)中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款に利用目的が記載されていることを伝える、又は裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記述する等本人が実際に利用目的を目にできるよう留意する必要がある)

事例 2)ネットワーク上においては、本人がアクセスした自社のウェブ画面上、又は本人の端末装置上にその利用目的を明記すること(ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的(利用目的の内容が示された画面に 1 回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む)が本人の目にとまるようその配置に留意する必要がある)

10. 本人の同意とは（第 16 条第 1 項）

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう(当該本人であることを確認できていることを前提)。

また、「本人の同意を得る」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

《本人の同意を得ている事例》

事例 1)同意する旨を本人から口頭又は書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む)で確認すること。

事例 2)本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込文書を受領し確認すること。

事例 3) 本人からの同意する旨のメールを受信すること。

事例 4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例 5)本人による同意する旨のウェブ画面上のボタンのクリック

事例 6)本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

11. 本人が容易に知り得る状態とは（第 23 条第 2 項）

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

《本人が容易に知り得る状態に該当する事例》

- 事例 1) ウェブ画面中のトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載等が継続的に行われていること。
- 事例 2) 事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われていること。
- 事例 3) 広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。
- 事例 4) 電子商取引において、商品を紹介するウェブ画面にリンク先を継続的に掲示すること。

12. 本人の知り得る状態とは（第 24 条第 1 項）

「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

《本人の知り得る状態に該当する事例》

- 事例 1) 問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば、口頭又は文章で回答できるよう体制を構築しておくこと。
- 事例 2) 店舗販売において、店舗にパンフレットを備え置くこと。
- 事例 3) 電子商取引において、問い合わせ先のメールアドレスを明記すること。

13. 提供とは

「提供」とは、個人データを利用可能な状態に置くことをいう。個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データが利用できる状態にあれば(利用する権限が与えられていれば)、「提供」に当る。

3.個人情報取扱事業者の義務 情報の利用目的

1.個人情報の利用目的の特定（第15条第1項）

個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り特定しなければならない。

個人情報取扱事業者は利用目的の特定に当っては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを可能な限り具体的に特定する必要がある。利用する個人情報の種類及び入手先の事業者名等を特定することまで求めているわけではない。

具体的には「 事業における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられるが、定款や寄付行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得る。しかしながら、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことはない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定に当っても、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、労働者等(個人情報取扱事業者で使用されている労働者、個人情報取扱事業者で使用される労働者になろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者で使用されていた者。以下同じ)本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

《具体的に利用目的を特定している事例》

事例 1) 「 事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします」

事例 2) 「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります」

事例 3) 例えば、情報サービスを行っている事業者の場合であれば、「給与計算処理サービス、宛名印刷サービス、伝票の印刷・発送サービス等の情報処理サービスを業として行うために、委託された個人情報を取り扱います」のようにすれば利用目的を特定したことになる。

《具体的に利用目的を特定していない事例》

事例 1) 「事業活動に用いるため」

事例 2) 「提供するサービスの向上のため」

事例 3)「マーケティング活動に用いるため」

2. 利用目的の変更 (第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項)

利用目的は、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

本人が想定することが困難でないと認められる範囲内の基準

利用目的で示した個人情報を取り扱う事業の範囲を超えての変更は、あらかじめ本人の同意なく行うことはできない。

利用目的において、一連の個人情報の取り扱いの典型を具体性をもって示していた場合は、その典型例から推測できる範囲内で変更することができる。

《本人が想定することが困難でないと認められる範囲内に想定する事例》

事例 1)「当社の行う 事業における新商品・サービスに関する情報を電子メールにより送信することがあります」とした利用目的において、「郵便によりお知らせすることがある」旨追加することは、許容される。

3. 利用目的による制限 (第 16 条第 1 項)

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

同意を得るために個人情報を利用すること(メールの送付や電話をかけること等)は、当初の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

《同意が必要な事例》

事例 1)就職のための履歴書情報をもとに、自社の商品の販売促進のために自社取扱商品のカタログと商品購入申込書を送る場合

ただし、次の場合は、同意を得ることが求められる場合でも適用を受けない。

法令に基づいて個人情報を取り扱う場合

人(法人を含む)の生命又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く)は、その適用を受けない。

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要

な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(他の方法により、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成が十分可能である場合を除く)は、その適用を受けない。

国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要が

ある場合であり、協力する民間企業等が目的外利用を行うことについて、本人の同意を得ることが当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、その適用を受けない。

4.個人情報取扱事業者の義務 個人情報の取得

1.個人情報の適正取得（第17条）

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

なお、不正の競争の目的で、秘密として管理されている事業上有用な個人情報で公然と知られていないものを、詐欺等により取得したり、使用・開示した者には不正競争防止法(平成5年法律第47号)第14条により刑事罰(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)が科され得る。

《不正の手段により個人情報を取得している事例》

- 事例 1) 親の同意がなく、十分な判断能力を有していない子供から、取得状況から考えて関係のない親の収入事情などの家族の個人情報を取得する場合
- 事例 2) 法第23条に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合
- 事例 3) 他の事業者に指示して上記事例1)又は事例2)などの不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

2.利用目的の通知又は公表（第18条第1項）

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表しなければならない。(電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについては除く)。

《本人に通知又は公表が必要な事例》

- 事例 1) インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合
- 事例 2) インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合
- 事例 3) 電話による問い合わせやクレームのように本人により自発的に提供される個人情報を取得する場合(本人確認や問い合わせに対する回答の目的でのみ個人情報を取得した場合を除く)
- 事例 4) 個人情報の第三者提供を受ける場合

3.直接書面等による取得（第18条第2項）

個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではない。

《あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合》

- 事例 1) 会員登録申込書・契約書・注文書・送り状・納品書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合
- 事例 2) アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合
- 事例 3) 懸賞の応募はがき、キャンペーン応募用紙に記載された個人情報を直接本人から取得する場合
- 事例 4) チョイスギフトのはがきに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

4. 利用目的の変更（第 18 条第 3 項）

個人情報取扱事業者は、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

5.個人情報取扱事業者の義務 第三者提供

1.原則（第23条第1項）

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

第三者同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことが必要である。

《第三者提供とされる事例》

事例1) 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合

事例2) フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合

事例3) 同業者間で、特定の個人データを交換する場合

事例4) 外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

事例5) ギフト卸と販売店等の小売業の間で顧客データを交換する場合

《次の場合は、本人の同意がなく第三者への提供が行うことができる》

法令に基づく場合

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。

国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2.オプトアウト（第23条第2項）

個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。

《オプトアウトの事例》

事例 1) 住宅地図業者（表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し、販売。（不特定多数への第三者提供））

事例 2) データベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売）

3. 個人データの取扱いに関する業務の委託（第23条第4項第1号）

個人データの取り扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、第三者に該当しない。

ただし、個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される

事例 1) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合

事例 2) メーカー、卸し、ギフト店などが注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

4. 事業の承継（第23条第4項第2号）

合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、第三者に該当しない。

事業の承継後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲で利用しなければならない。

事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、第三者提供となり得るため、注意する必要がある。

事例 1) 合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合

事例 2) 営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合

5. 個人データの共同利用（第23条第4項第3号）

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、下記のア～エの情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は第三者に該当しない。

《共同して利用する場合》

ア・共同して利用される個人データ（氏名、住所、電話番号、商品購入履歴）

イ・利用する者の利用目的（共同して利用する個人データのすべての利用目的）

ウ・共同利用者の範囲（本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある）

エ・開示等の求め及び苦情を受け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

《共同利用を行うことがある事例》

事例 1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共

同利用する。

事例 2) 親子兄弟会社の間で利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例 3) 外国の会社と利用目的の範囲内で個人データを利用する場合

6.個人情報取扱事業者の義務 個人データの安全管理義務

1.安全管理措置（第20条）

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない

本人の個人データが漏洩、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが望ましい。

組織的安全管理措置

《組織的安全管理措置として講じなければならない事項》

- 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- 個人データの取扱い状況を一覧できる手段の整備
- 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- 事故又は違反への対処

人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業員に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。

《各項目について講じることが望まれる事項》

雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結をする上で望まれる事項

- ・ 従業員の採用時又は委託契約時における非開示契約の締結。業務に従事する従業員（パートやアルバイトも含む）の採用時、派遣社員については委託契約時に、個人情報の安全管理及び機密保持に関する責務を果たすように契約書で相互に明確化しておくことが必要である。派遣社員については、その上で、誓約書の取扱いや教育・研修について派遣元と協議し、確認した上で対応すること。
雇用契約又は委託契約等における非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにすることが望ましい。
- ・ 退職者についても、業務上知り得た秘密情報の取扱いについては、契約終了後も一定期間有効であるとする、又は退職時に別途誓約書を取得する方が望ましい。
- ・ 非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備

個人データを取り扱う従業者ではないが、個人データを保有する建物等に立ち入る可能性がある者、個人データを取り扱う情報システムにアクセスする可能性がある者についてもアクセス可能な関係者の範囲及びアクセス条件について契約書等に明記することが望ましい。なお、個人データを取り扱う従業者以外の者には、情報システムの開発・保守関係者、清掃担当者、警備員等が含まれる。

従業者に対する周知・教育・訓練を実施する上で望まれる事項

- ・ 個人データ及び情報システムの安全管理に関する従業者の役割及び責任を定めた内部規程等についての周知
- ・ 個人データ及び情報システムの安全管理に関する従業者の役割及び責任についての教育・訓練の実施
- ・ 従業者に対する必要かつ適切な教育・訓練が実施されていることの確認

《人的安全管理措置として講じなければならない事項》

雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結
従業者に対する教育・訓練の実施

物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、入退館(室)の管理、個人データの盗難の防止等の措置をいう。

《物理的安全管理措置として講じなければならない事項》

入退館(室)管理の実施
盗難等の防止
機器・装置等の物理的な保護

技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置をいう。

《技術的安全管理措置として講じなければならない事項》

個人データへのアクセスにおける識別と認証
個人データへのアクセス制御
個人データへのアクセスの権限の管理
個人データのアクセスの記録
個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
個人データの移送・送信時の対策

個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策

個人データを取り扱う情報システムの監視

2. 外部委託（第 22 条）

個人情報事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

ギフトのビジネスにおいて外注業者を使うことは多々あること。その際、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を提供する場合は、個人情報取得時に特に外注業者を使用する旨または、個人データを外部に委託する旨を明示する必要性はない。ただし、外注業者が利用目的の達成に必要な範囲を逸脱しないように適切な監督を行う必要がある。よって下記にある項目を委託する場合の契約に盛り込むことが望まれる。

委託及び受託者の責任の明確化

個人データの安全管理に関する事項

- ・ 個人データの漏洩防止、盗用禁止に関する事項
- ・ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
- ・ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
- ・ 委託契約期間
- ・ 委託契約終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項

再委託に関する事項

ア)再委託を行うに当たっての委託者への文書による報告

個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度

契約内容が遵守されていることの確認（例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる）

契約内容が遵守されなかった場合の措置

セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

3・保有個人データに関する事項の本人への周知（第 24 条第 1 項）

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かななければならない。

1. 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
2. すべての保有個人データの利用目的
3. 保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの。
4. 開示等、手数料を定めたとき。

「本人の知り得る状態」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば知ることができる状態

をいう。

「手数料」を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲でその額を決定しなければならない。

「開示等の求め」とは、保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、停止等、第三者への提供の停止の求めをいう。

「請求手続」とは、個人情報取扱事業者が定める、開示等の求めを受ける方法であり、
開示等の受付先 本人確認方法 開示をする際の手数料

に関する事項を定めることができる。万一、求めを行った者がこれら事項に従わなかった場合、開示等を拒否することができる。なお、請求手続を定めるに当たっては、必要以上に煩雑な書類を求めることや、受付窓口を不便な場所に設置する等、本人に過重な負担をかけないように留意する必要がある。

4. 保有個人データの利用目的の通知（第24条第2項、第3項）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

個人情報取扱事業者は、前項の規程に基づき求められた保有個人データに利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

ただし、本ガイドライン「利用目的の通知又は公表」に掲げる例外事項の場合は、この限りではない。

5. 保有個人データの開示（第25条第1項）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

なお、他の法令の規程により、別途開示の手続きが定められている場合には、当該別途の開示の手続きが優先される。

《開示を拒否できる事項》

本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。例えば、店頭などで同一の本人から複雑な対応を要するような開示請求を繰り返し求められた結果、店頭が占有されてしまい、業務に支障をきたす場合等が想定される。

他の法令に違反することとなるおそれがある場合。

開示は原則、書面交付によるが、開示の求めを行った者が同意した方法がある場合は

その方法による。

例外的に、開示の全部または一部を拒否する場合、その旨を本人に通知しなければならない。

6. 保有個人データの訂正等（第26条第1項）

個人情報取扱事業者は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって訂正等を求められた場合には、原則として訂正を行い、訂正等を行った場合には、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。

なお、他の法令の規程により特別の手続が定められている場合には、当該特別の手続が優先される。

利用目的から見て訂正等が必要でない場合や誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

7. 保有個人データの利用停止等（第27条）

個人情報取扱事業者は、本人から手続違反の理由により保有個人データの利用停止等が求められた場合には、原則として当該措置を行わなければならない。なお、利用の停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

「手続違反」とは、同意のない目的外利用、不正な取得、又は同意のない第三者提供をいう。

「利用の停止等」とは、保有個人データの利用の停止、消去、又は第三者への提供の停止をいう。

「原則」とは、違反を是正するための必要な限度を超えている場合や、手続違反である旨の指摘が正しくない場合には、利用の停止等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、利用の停止等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

8. 理由の説明（第28条）

個人情報取扱事業者は、保有個人データの公表・開示・利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

9. 手数料（第 30 条）

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定めることができる。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置いておかななければならない。

なお、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

10. 苦情の処理（第 31 条）

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当り、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。

苦情の処理については、無理な要求にまで応じなければならないものではない。なお、必要な体制の整備に当っては、日本工業規格 JISZ9920「苦情対応マネジメントシステムの指針」を参考にすることができる。

7.連絡 報告 相談

社団法人全日本ギフト用品協会

111-0042 東京都台東区寿 3-15-10 ペンギンビル 3F

Tel 03-3847-0691 fax 03-3847-0694 info@all-japan-gift.or.jp

www.all-japan-gift.or.jp

経済産業省製造産業局日用品室

100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

Tel 03-3501-1705 fax 03-3501-6794

8.個人情報保護法に違反？

個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて事業者に対して勧告、命令等の措置をとることができる。事業者が命令に従わなかった場合には、罰則（6ヶ月以下の懲役、または30万円以下の罰金）の対象となる。

9.ガイドラインの見直し

個人情報の保護についての考え方は、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて毎年見直しを行うよう努めるものとする。

10.認定個人情報保護団体とは

「認定個人情報保護団体」とは、苦情処理業務、個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務を行う民間団体に対し、主務大臣が認定する制度をいう。

日本におけるギフト業界唯一の公益法人である社団法人全日本ギフト用品協会は、平成17年5月13日付けで経済産業省より認定個人情報保護団体として認可された。

社団法人全日本ギフト用品協会の会員社が認定個人情報保護団体の対象事業者となる。個人情報の取扱いに関する苦情の対応・処理、ガイドライン、マニュアル等の作成、公表、対象事業者への情報提供などの業務を行う。このことにより、ギフト業界、産業の健全なる発展に寄与するものである。